

【別紙様式】

青森県は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。

| | | | |
|----------------------------|--|------------------------------|----------|
| 事業名 | 国際定期便特別対策事業 | | |
| 総事業費 (千円) | 80,248千円 | 交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円) | 80,248千円 |
| 事業概要 | <p>①目的 アフターコロナに激化する地域間競争を見据え、既存路線の存続を確実なものとするため、定期便の運航再開を目指す航空会社の負担軽減を図るとともに旅行商品造成支援を行う。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 支援金：事業者合計 65,248千円 【固定費】 5,553千円 ・空港管理事務所賃借料 航空事業者 3社×3ヶ月 3,903千円 ・同上 空港ビル 1社×3ヶ月 1,650千円 【運航経費】 59,695千円 ・ハンドリング等経費 航空事業社 3社×118便×9ヶ月</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 青森空港国際線定期就航を目指す航空事業者3者（大韓航空、エバー航空、中国東方航空）及び青森空港ビル 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 新型コロナウイルス感染症の影響による運休期間中も固定費等の経費が発生し、路線の縮小、廃止となる場合には、交流人口の拡大、観光振興、地域経済に深刻な影響を及ぼすため、定期便の再開を目指す航空事業者、青森空港ビルに経費支援を行う。</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルスの影響下においても、運航再開に向けた体制が維持され、アフターコロナにおける航路の再開が確保される。</p> | | |
| 新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係 | <p>国際定期便を運航していた航空事業者が、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、航空路線の廃止もやむを得ない厳しい経営状況が続いている。</p> <p>本事業を通じて航空事業者等を支援し、航空ネットワークを維持することにより、アフターコロナでの交流人口の拡大、観光振興及び地域活性化につながるものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p> | | |